

次世代育成支援行動計画

後期計画の策定にあたって



子どもや家庭を取り巻く環境の変化から、平成15年7月、国において「次世代育成支援対策推進法」が制定され、すべての自治体は「次世代育成支援行動計画」を策定することになりました。

小平市においても、学識経験者、子育て支援関係機関の代表者、公募市民などから構成される「小平市子育て支援協議会」において、ご意見を伺いながら、平成17年3月に「小平市次世代育成支援行動計画」を策定いたしました。

計画策定後におきましても、毎年、計画の実施状況を取りまとめ、ホームページに掲載するなどして、広く市民の皆さまに公表し、ご意見をいただきながら計画の推進を図ってまいりました。

ここで、計画期間の5年間が経過するため、平成20年には次世代育成支援に関するニーズ調査を行い、実態を把握するとともに、将来予測されるニーズも推計した上で、計画の見直しを行い「後期計画」を策定いたしました。

子は宝です。子どもたちには、限りない可能性と果てしない未来があり、どの子も健やかに育ってほしいと願っております。

近年、少子高齢化や核家族化、近隣関係の希薄化、経済環境の悪化など、大変厳しい状況にありますが、子どもたちが安全、安心に過ごし、将来に希望を抱ける社会をつくることは、私たち大人の責務です。

生まれてきた子どもには何の責任もありません。子どもが自分で責任を持ち、自立できる歳になるまでは、地域全体で親子に手を差し伸べ、どの子も平等にスタートラインに並べてあげたいと思っています。

市民の皆さまの、暖かいご支援を期待しております。

平成22年3月

小平市長

小林 正則

目次

第1章 計画の基本的な考え方	
1 計画策定の背景と目的	3
2 計画の位置付け	4
3 計画の対象期間	5
4 計画の策定方法	6
第2章 小平市の子どもと家庭を取り巻く現状と課題	
1 小平市の状況	9
2 子育て家庭の生活実態と青少年の意識	27
3 現状分析と主な課題	37
第3章 計画の基本理念と施策の体系	
1 基本理念	43
2 基本的な視点	44
3 施策の体系	45
第4章 施策の展開	
1 子育て中のすべての家庭を支援します	49
2 仕事と家庭・子育ての両立を応援します	54
3 配慮が必要な子どもと家庭を支援します	59
4 子どもの健やかな成長を支えます	66
5 子どもの教育環境を充実させます	77
6 子育てが安全・安心にできる環境をつくります	85
第5章 重点施策	93
第6章 目標事業量	
1 平日昼間の保育サービス	97
2 夜間帯の保育サービス	98
3 その他	99
第7章 計画の推進	
1 計画の推進	103
2 計画の進捗状況の把握	103
3 計画の実施状況の公表	103
資料編	107

第 1 章

計画の基本的な考え方

第 1 章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と目的

近年、少子高齢化や核家族化、近隣関係の希薄化、経済環境の悪化など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。家庭や地域の子育て機能の低下に伴い、保護者の孤立化や育児不安、児童虐待の増加など、様々な問題も浮かび上がっています。このような中、次代を担う子どもの健全で幸福な成長を促し、社会全体で子育て家庭を支援する体制の整備が急務となっています。

平成 15 年 7 月に制定された次世代育成支援対策推進法は、地方公共団体及び事業主に、次世代育成支援行動計画の策定を義務付けました。この計画は、次世代育成支援のための集中的・計画的な取組を推進することを目的とするものです。

これを受けて、小平市は、平成 17 年 3 月に「小平市次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定し、家庭や地域、関係者・関係団体と連携しながら、子育て支援に関する様々な施策を推進してきました。この前期計画の成果と課題を踏まえ、今後 5 年間の小平市の子育て支援に関する総合的な計画として、後期計画を策定します。

2 計画の位置付け

(1) 法的な位置付け

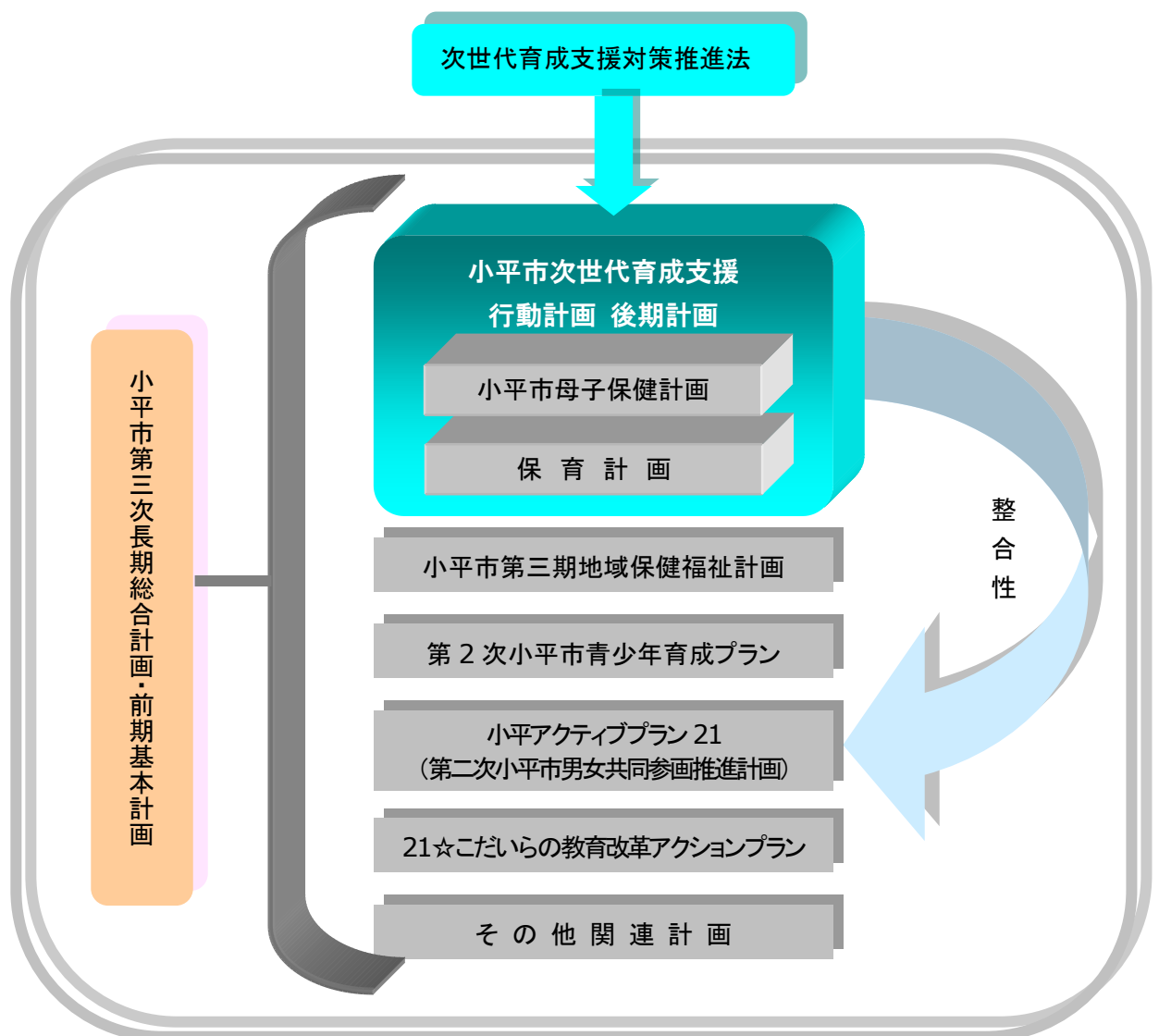
本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」の後期計画に当たります。

(2) 他の計画との関係

本計画は、「小平市第三次長期総合計画・前期基本計画」の次世代育成分野における個別計画として位置付けられます。

策定に当たっては、「小平市第三期地域保健福祉計画」、「第2次小平市青少年育成プラン」、「小平アクティブプラン21」、「21☆こだいらの教育改革アクションプラン」などの関連計画との整合性を図りました。

また、本計画は、「小平市母子保健計画」、児童福祉法第56条の8に定められた保育計画を包含します。



3 計画の対象期間

本計画は、前期計画の対象期間終了後の、平成 22 年度から平成 26 年度までを対象期間とします。



4 計画の策定方法

(1) 計画の策定組織

本計画は、小平市子育て支援協議会での検討を踏まえて策定しました。

小平市子育て支援協議会は、学識経験者や保育園、幼稚園、学校、医師会等関係機関の代表者、地域福祉関係者、公募市民などから構成され、次世代育成支援対策推進法第 21 条の「次世代育成支援対策地域協議会」として、市の子育て支援施策について検討を行っています。

また、計画の内容が、児童福祉や保健・医療、教育、まちづくり、防犯など幅広い分野にわたることから、関係課 21 課で構成する計画策定庁内会議において、計画の検討を行いました。

(2) 実態把握

本計画の策定に当たって、市民の子育て支援サービスの利用状況や今後の利用意向を把握するため、「小平市次世代育成支援に関するニーズ調査」を実施しました。

また、青少年の意識と生活実態を総合的に把握するために実施した「小平市青少年の意識・実態調査」の結果についても、計画策定のための資料として活用しました。

(3) 意見の収集

平成 21 年 11 月 13 日から 12 月 4 日までの間、本計画の素案に対する市民や子育て支援事業関係者からの意見を広く募集しました。収集した意見は、計画策定に当たって参考にしました。

第 2 章
小平市の子どもと家庭を取り巻く
現状と課題

第 2 章 小平市の子どもと家庭を取り巻く現状と課題

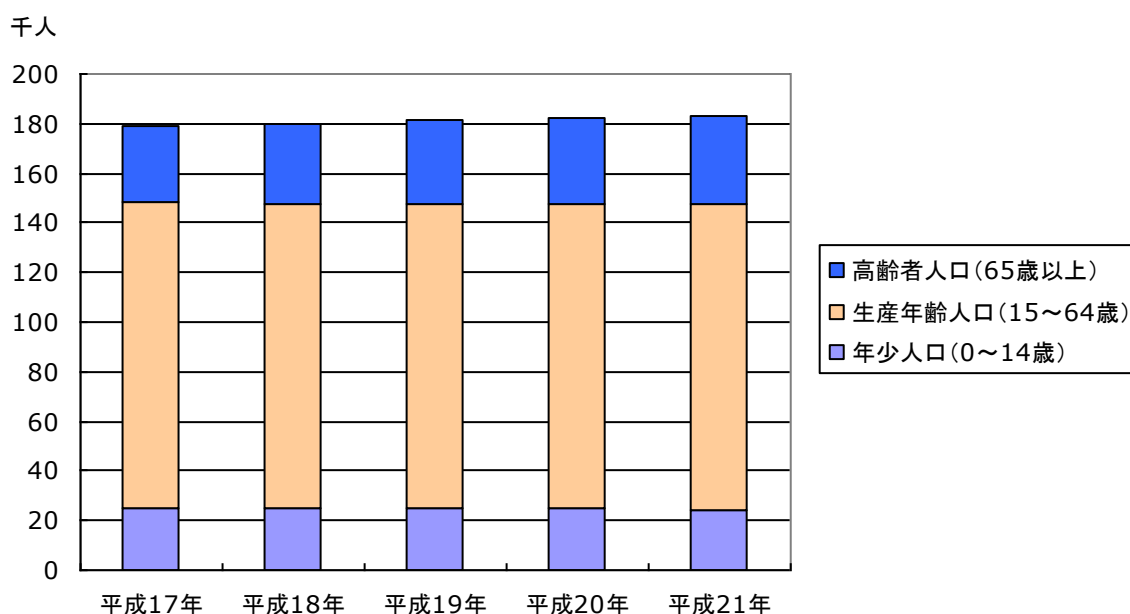
1 小平市の状況

(1) 人口

① 人口の推移

小平市の人口は、微増で推移していますが、年少人口（0～14 歳）はゆるやかに減少しており、小平市においても少子高齢化が進んでいることが分かります。

図 1-1-1 年少・生産年齢・高齢者人口



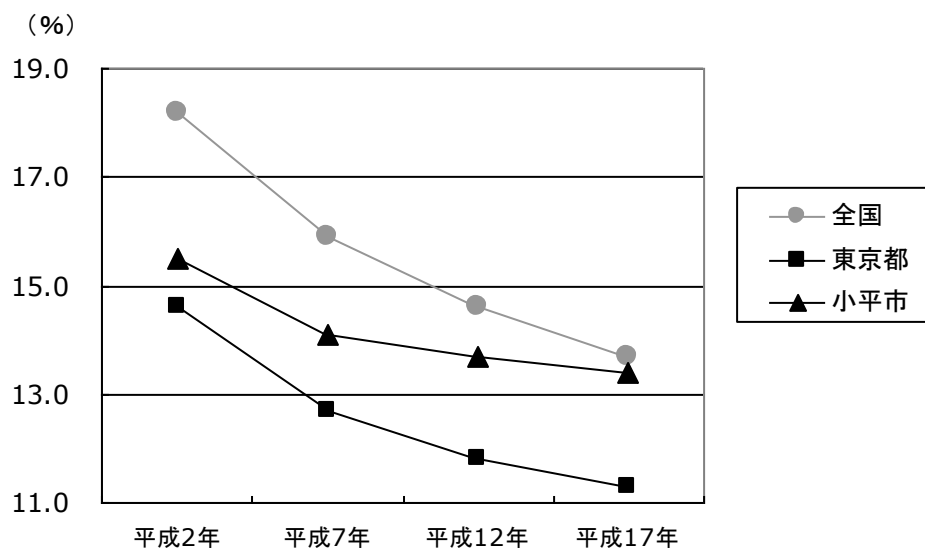
	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
総人口(人)	179,367	180,217	181,261	182,293	183,129
年少人口 0～14 歳(人)	24,918	24,687	24,668	24,652	24,436
0～4 歳(人)	8,137	7,784	7,837	7,809	7,742
5～9 歳(人)	8,521	8,490	8,294	8,243	8,113
10～14 歳(人)	8,260	8,413	8,537	8,600	8,581

資料：小平市住民基本台帳、外国人登録に基づく(各年 4 月 1 日現在)

② 年少人口構成比

小平市の年少人口が総人口に占める割合（年少人口構成比）は、平成17年には全国水準とほぼ同様の値となっています。また、東京都と比較すると、約2.1ポイント上回っています。

図1-1-2 年少人口構成比



	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
全国(人)	18.2	15.9	14.6	13.7
東京都(人)	14.6	12.7	11.8	11.3
小平市(人)	15.5	14.1	13.7	13.4

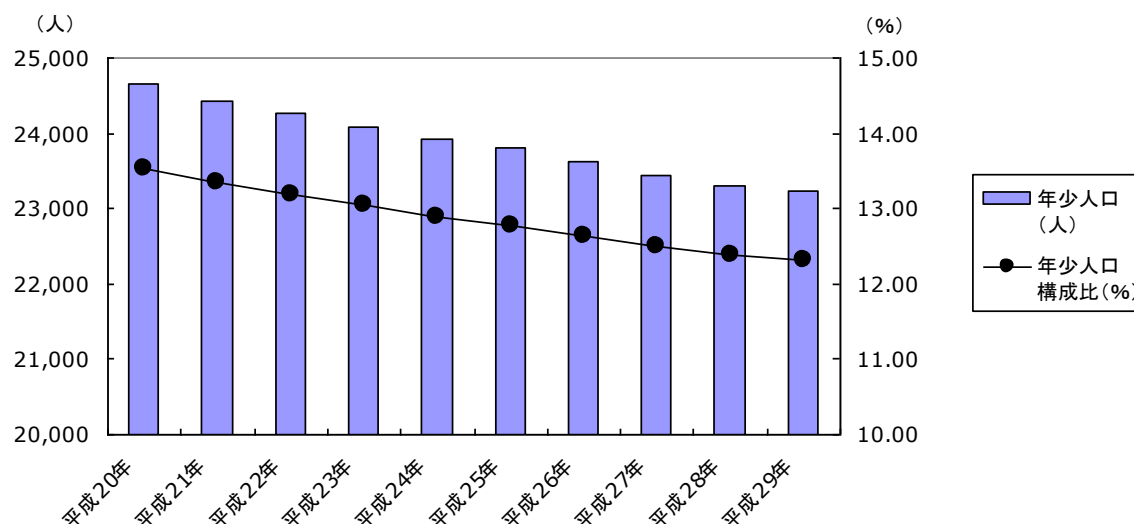
資料:「国勢調査」

③ 小平市の将来人口推計

将来人口推計によると、小平市の年少人口は、平成 21 年の 24,436 人から平成 29 年には 23,225 人に減少すると予測されます。

また、年少人口構成比も今後低下し、平成 21 年の 13.34%から平成 29 年には 12.32%になると推計されます。

図 1-1-3 小平市の将来人口推計(年少人口)



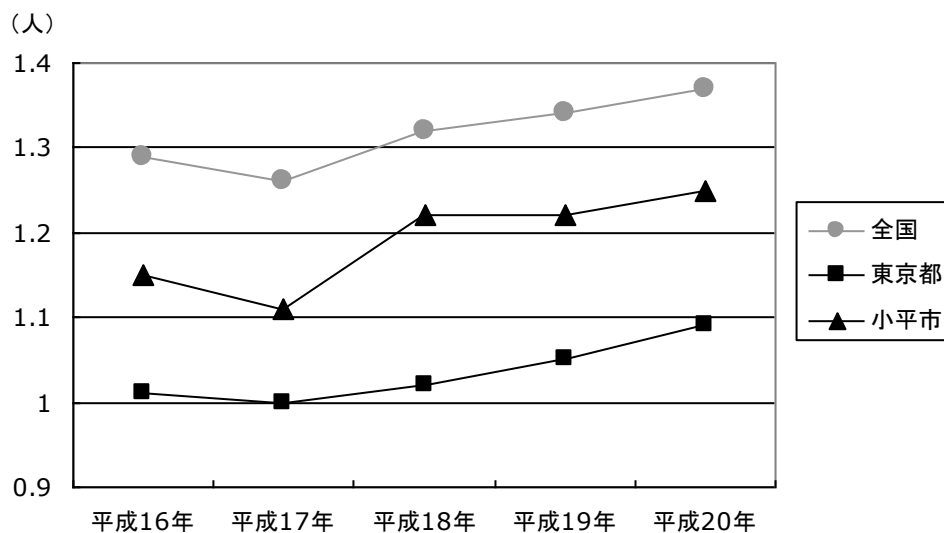
	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
総人口(人)	182,293	183,129	183,931	184,722	185,481
年少人口 0~14 歳(人)	24,652	24,436	24,261	24,092	23,914
年少人口構成比(%)	13.52	13.34	13.19	13.04	12.89
	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
総人口(人)	186,229	186,898	187,521	188,072	188,544
年少人口 0~14 歳(人)	23,810	23,614	23,432	23,295	23,225
年少人口構成比(%)	12.79	12.63	12.50	12.39	12.32

※平成 20 年・21 年は 4 月 1 日現在の実績値、平成 22 年～29 年は児童課による推計値

④ 合計特殊出生率

小平市の合計特殊出生率^{→1}は、平成17年を境に上昇に転じ、平成20年には1.25となっています。東京都の水準は上回っていますが、全国水準を下回っています。

図1-1-4 合計特殊出生率



	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
全国(人)	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37
東京都(人)	1.01	1.00	1.02	1.05	1.09
小平市(人)	1.15	1.11	1.22	1.22	1.25

資料：厚生労働省「人口動態統計」(平成20年)
東京都「東京都人口動態統計」(平成20年)

^{→1} 合計特殊出生率

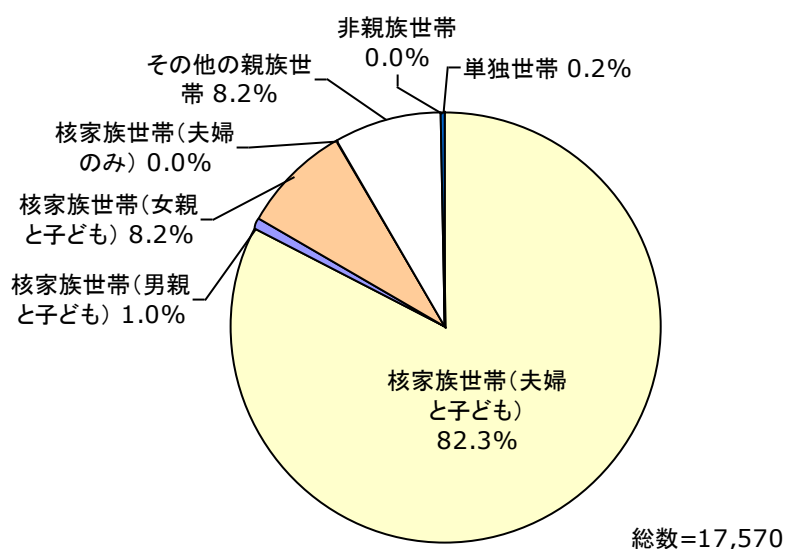
その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。仮に女性がこの年の年齢別出生率にしたがって子どもを生んでいった場合、生涯に生む平均の子ども数に相当する。

(2) 世帯と家族

① 世帯構成

小平市の一般世帯^{→1}77,873 世帯のうち、18歳未満親族のいる一般世帯は 17,570 世帯 (22.6%) となっています。18歳未満親族のいる一般世帯の世帯構成について見ると、「核家族世帯(夫婦と子ども)」が 82.3%と最も多く、次いで「その他の親族世帯」「核家族世帯(女親と子ども)」が 8.2%となっています。

図 1-2-1 世帯構成(18歳未満親族のいる一般世帯)



世帯構成	世帯数	構成比(%)
核家族世帯(夫婦と子ども)	14,465	82.3
核家族世帯(男親と子ども)	181	1.0
核家族世帯(女親と子ども)	1,438	8.2
核家族世帯(夫婦のみ)	1	0.0
その他の親族世帯	1,444	8.2
非親族世帯	1	0.0
単独世帯	40	0.2

資料:「国勢調査」(平成 17 年)

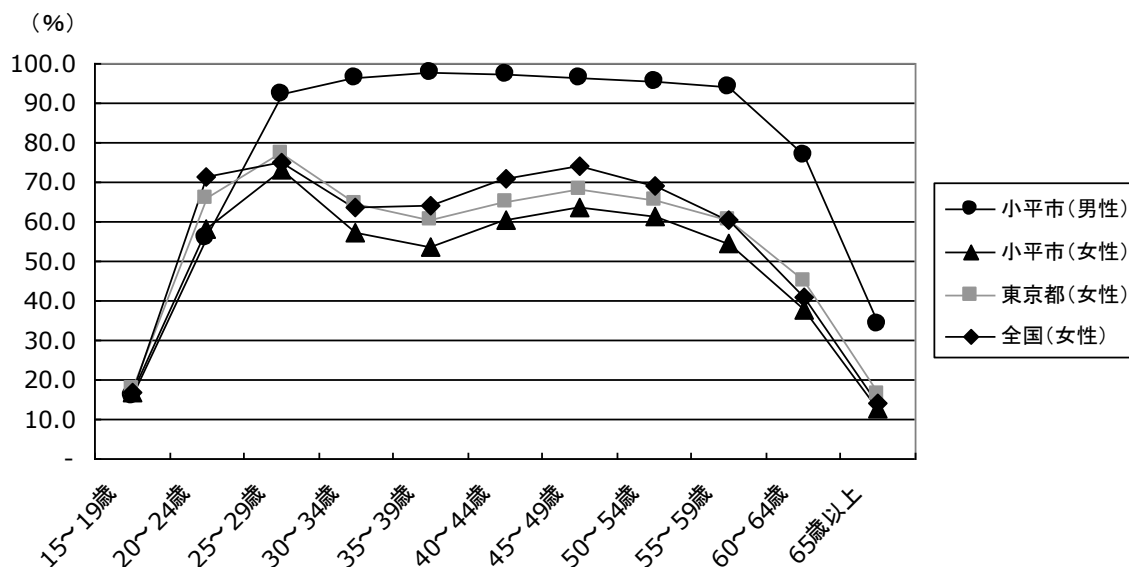
^{→1}一般世帯

施設等の世帯(学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などの入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内・艦船内の居住者、矯正施設の入所者などから成る世帯)以外の世帯をいう。

② 労働力率

労働力率¹⁾を男女別、年齢階級別に見ると、男性は25～29歳から55～59歳までの年齢階級で9割を超えています。女性は25～29歳で7割を超えていますが、30～34歳、35～39歳には6割以下まで低下し、40～44歳で再び上昇して45～49歳で第2のピークに達しています。小平市の女性の労働力率は、全国や東京都と比較して低い傾向にあります。

図 1-2-2 労働力率



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
小平市男性(%)	15.7	55.7	92.2	96.4	97.7	97.1
小平市女性(%)	16.8	58.1	73.3	57.2	53.9	60.5
東京都女性(%)	17.6	65.9	77.3	64.5	60.3	65.0
全国女性(%)	16.9	71.3	75.2	63.6	63.9	70.9
	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	
小平市男性(%)	96.6	95.5	94.0	76.8	34.0	
小平市女性(%)	63.5	61.4	54.6	37.8	12.8	
東京都女性(%)	68.1	65.7	60.2	45.2	16.5	
全国女性(%)	73.9	69.1	60.4	40.8	14.2	

資料:「国勢調査」(平成 17 年)
「東京の人口」(平成 21 年)

¹⁾ 労働力率

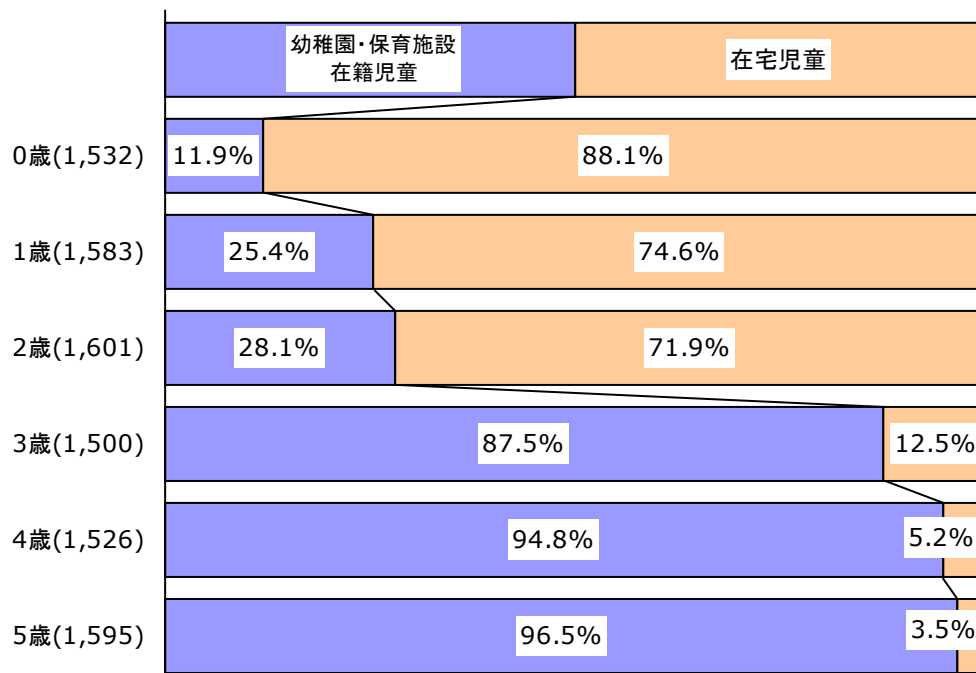
就業者数と完全失業者数(就労を希望している人の数)とを合わせた労働力人口が15歳以上の人口に占める割合。

(3) 保育・子育て支援

① 幼稚園・保育施設の在籍児童と在宅児童の割合

市内在住児童に対する幼稚園・保育施設の在籍児童の割合を見ると、0歳では約1割、1～2歳では3割弱となっています。3歳以上では、幼稚園等に通う児童が多くなるため、ほとんどの児童が幼稚園や保育施設に在籍しているという結果となっています。

図 1-3-1 幼稚園・保育施設の在籍児童と在宅児童の割合



資料: 児童課

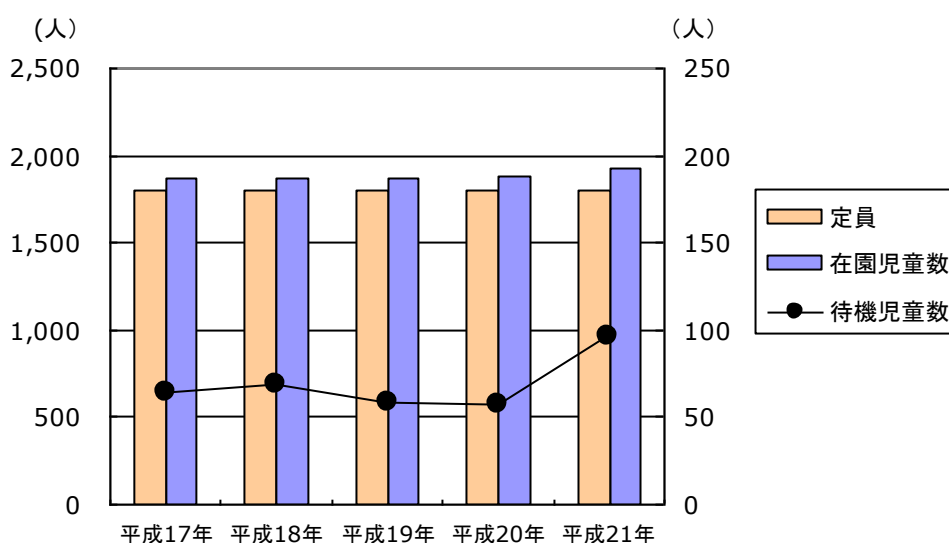
※平成 21 年 4 月 1 日現在

② 保育園の状況

保育園（認可保育所^{→1}）の定員は1,806人となっています。在園児童数は平成17年には1,866人でしたが、その後、定員の弾力化^{→2}などにより増加し、平成21年には1,921人となっています。

待機児童数は、平成17年の64人から平成20年には57人へと減少傾向にありましたが、平成21年には96人に増加しています。

図表 1-3-2 保育園の定員・在園児童数・待機児童数



	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
定員(人)	1,806	1,806	1,806	1,806	1,806
在園児童数(人)	1,866	1,869	1,868	1,876	1,921
待機児童数(人)	64	69	59	57	96
0～2 歳(人)	55	56	52	57	95
3～5 歳(人)	9	13	7	0	1

資料: 保育課

※各年 4 月 1 日現在

※市外保育園に通う市内在住児童を含まない。市外在住児童を含む。

^{→1} 認可保育所

国が定める最低基準に適合した施設で、都道府県等の認可を受けたもの。
小平市には、平成 21 年 4 月現在、市立保育園 10 園、私立保育園 8 園がある。

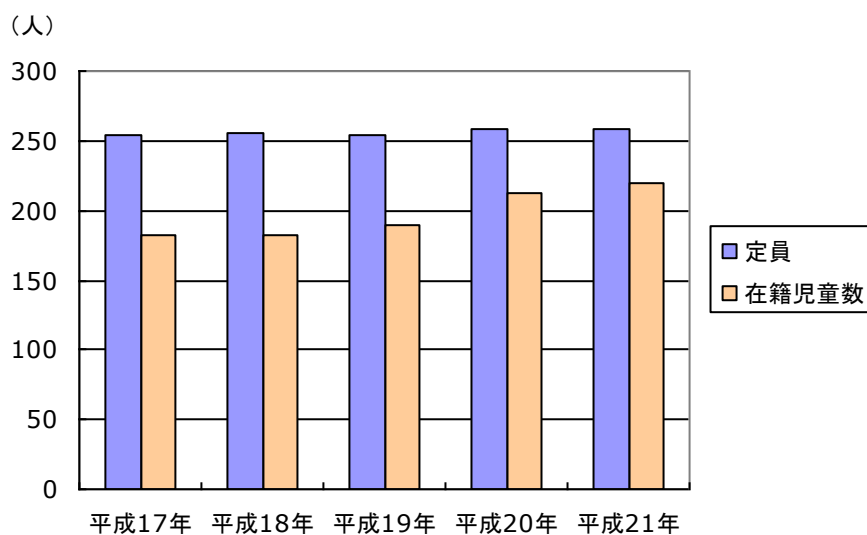
^{→2} 定員の弾力化

保育園の待機児童解消のため、一定の条件（部屋の広さや保育士の数など）の下で定員を超える児童を保育園に受け入れること。

③ 認証保育所・認定保育室の状況

認証保育所、認定保育室^{→1}の在籍児童数は、近年の保育需要の高まりや認定保育室の認証保育所への移行に伴う保育サービス水準の充実などにより、増加傾向にあります。

図表 1-3-3 認証保育所・認定保育室の定員・在籍児童数



	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
定員(人)	254	256	254	258	258
在籍児童数(人)	182	183	190	212	219

資料: 保育課

※各年 4 月 1 日現在

※市外在住児童を含む。

^{→1} 認証保育所、認定保育室

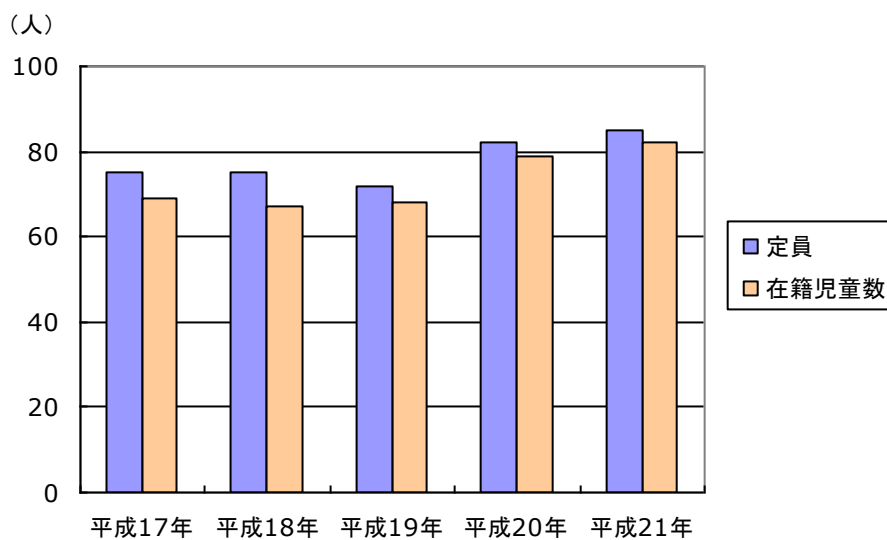
認証保育所は東京都が認証、認定保育室は小平市が認定した保育施設。

小平市には、平成 21 年 4 月現在、認証保育所 8 施設、認定保育室 3 施設がある。

④ 認定家庭福祉員の状況

認定家庭福祉員（保育ママ）^{→1}の在籍児童数は、新たな施設の開設に伴う定員の増加などにより、増加傾向にあります。

図表 1-3-4 認定家庭福祉員の定員・在籍児童数



	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
定員(人)	75	75	72	82	85
在籍児童数(人)	69	67	68	79	82

資料：保育課

※各年 4 月 1 日現在

※休業中の認定家庭福祉員を除く。

^{→1} 認定家庭福祉員

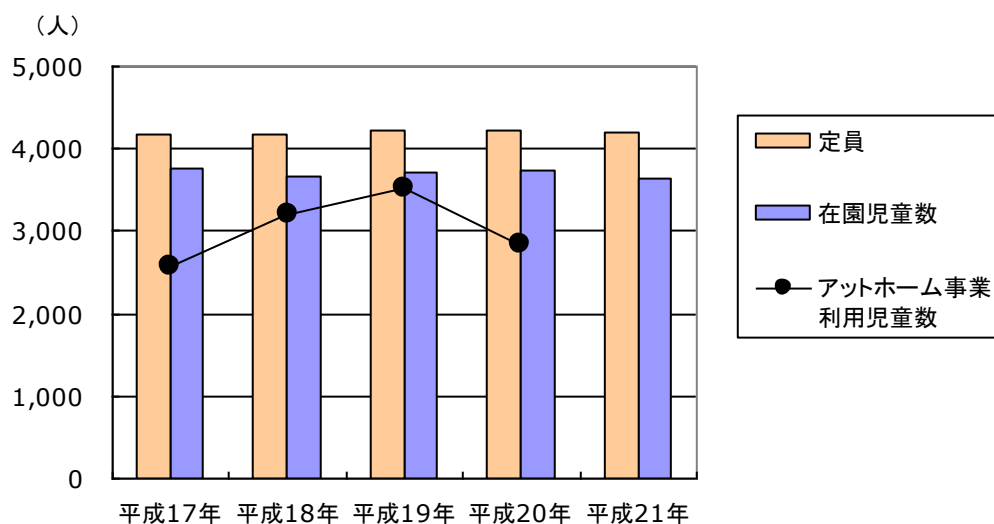
保育者の家庭で子どもを預かるサービス。いわゆる「保育ママ」。
小平市では、平成 21 年 4 月現在 21 施設（休業中を除く）。

⑤ 幼稚園の状況

幼稚園^{→1}の在園児童数は、市外からの通園児童を含め、3,700 人前後で推移しています。

幼稚園アットホーム事業^{→2}の延べ利用児童数は、保育需要の高まりにより年々増加傾向にありましたが、平成 20 年に同事業を実施している 1 園が認定こども園を開設したため、減少しています。

図表 1-3-5 幼稚園の定員・在園児童数・アットホーム事業利用児童数



	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
定員(人)	4,165	4,165	4,225	4,225	4,190
在園児童数(人)	3,755	3,661	3,706	3,729	3,634
アットホーム事業 延べ利用児童数(人)	2,582	3,212	3,527	2,839	

資料:保育課

※各年 5 月 1 日現在(ただし、アットホーム事業延べ利用児童数は年間実績)

※満 3 歳児を含む。

※市外幼稚園・類似施設に通う市内在住児童を含まない。市外在住児童を含む。

→1 幼稚園

小平市には、平成 21 年 4 月現在、私立幼稚園 15 園がある。

→2 幼稚園アットホーム事業

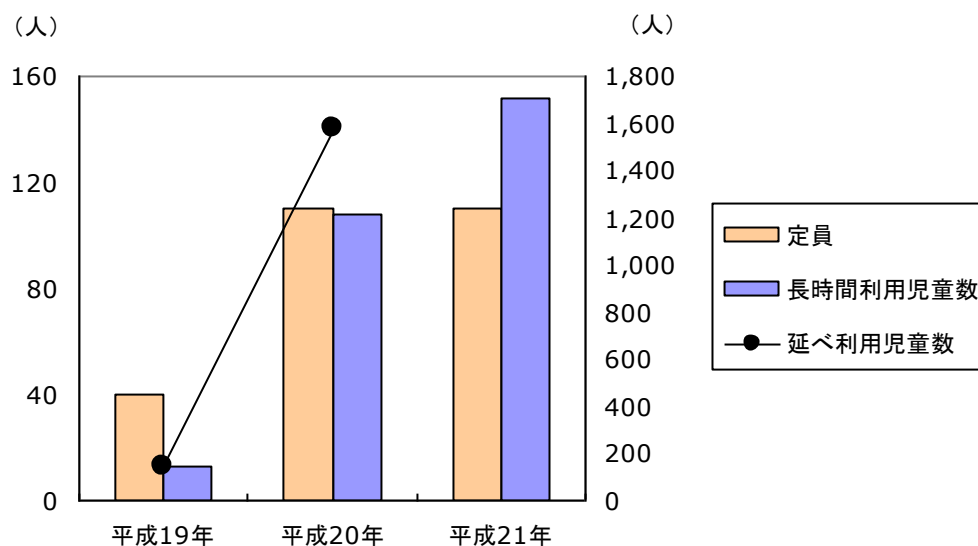
小平市が幼稚園の協力を得て平成 12 年度から独自に実施しているもので、通常の就園時間を延長して、概ね保育園と同様の時間(7:30~18:30)預かるサービス。平成 21 年 4 月現在、8 園が実施。

⑥ 認定こども園の状況

平成 19 年に幼稚園 1 園が初めて認定こども園^{→1}として認定され、平成 20 年にはアットホーム事業を実施している幼稚園 1 園が新たに認定を受けています。

いずれも幼稚園型の認定こども園であり、開設後、長時間利用児童数が大幅に増加しています。

図表 1-3-6 認定こども園の長時間利用定員と利用児童数



	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
定員(人)	40	110	110
利用児童数(人)	13	108	152
延べ利用児童数(人)	147	1,582	

資料: 保育課

※各年 4 月 1 日現在(平成 19 年は 9 月 1 日現在)(ただし、延べ利用児童数は年間実績)

※市外在住児童を含む。

※長時間利用定員と利用児童数には、0~2 歳児の保育施設在籍児童を含む。

※幼稚園型の認定こども園では、幼稚園の長時間利用児童について幼稚園全体の定員の 1 割までの弾力的な受入が認められている。

^{→1} 認定こども園

小学校就学前の児童に教育と保育を一体的に提供する施設。「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の 4 タイプがある。

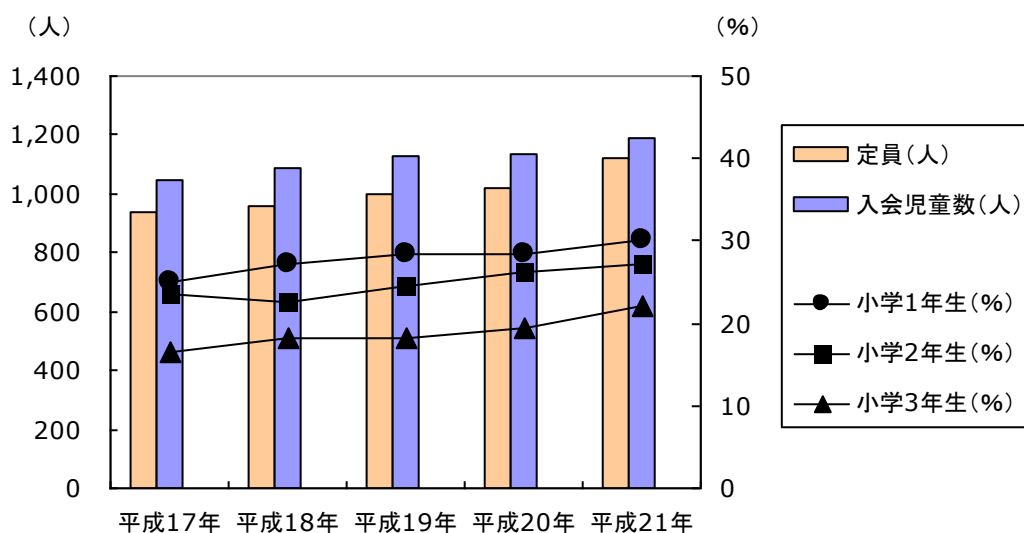
小平市の認定こども園 2 園は、認可幼稚園が保育所的な機能を備える「幼稚園型」である。

⑦ 学童クラブの状況

学童クラブ¹の入会児童数は、平成17年には1,049人でしたが、平成21年には1,192人に増加しており、定員を上回る状況が続いています。

また、全児童数に対する入会児童数の割合（入会率）は、増加傾向にあります。

図表 1-3-7 学童クラブの定員・入会児童数・入会率



	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
定員(人)	940	960	1,000	1,020	1,120
入会児童数(人)	1,049	1,090	1,129	1,134	1,192

資料:児童課

※各年4月1日現在

※障がい児(小学4~6年生)を含む。

全児童※に対する学童クラブ入会児童の割合

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
小学1年生(%)	24.9	27.1	28.4	28.4	30.1
小学2年生(%)	23.6	22.6	24.4	26.3	27.1
小学3年生(%)	16.4	18.2	18.1	19.4	22.1

資料:児童課

※各年5月1日現在

¹学童クラブ (放課後児童健全育成事業)

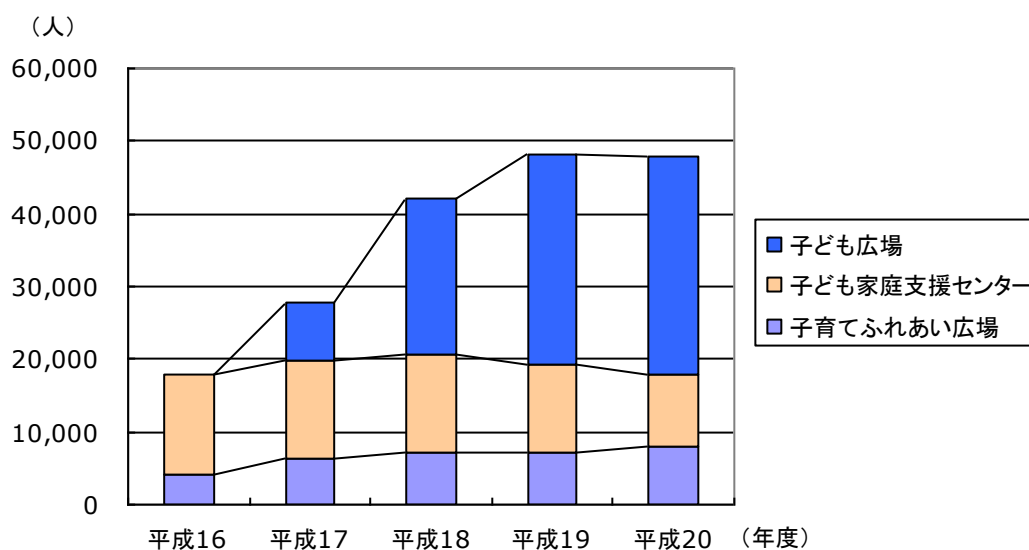
保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、指導員の下、小学3年生までの子どもの生活の場を提供するもの。

小平市では、各小学校敷地内に設置しており、平成21年4月現在、小学校19校に26クラブある。

⑧ 子どもと親子がふれあえる広場の状況

子どもと親子がふれあえる広場の利用状況を見ると、平成 17 年度に事業を開始した「子ども広場」^{→1}で、平成 18 年度に 1 か所増設して以降、利用者数が大きく伸びており、平成 20 年度には 29,965 人となっています。この間、子ども家庭支援センター^{→2}の利用者数はやや減少して、平成 20 年度には 10,010 人、「子育てふれあい広場」^{→3}の利用者数はやや増加して 7,877 人となっています。

図表 1-3-8 子どもと親子がふれあえる広場の利用者数



年度	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20
延べ利用者数(人)					
子ども広場		7,985	21,294	28,895	29,965
子ども家庭支援センター	13,723	13,557	13,641	12,075	10,010
子育てふれあい広場	4,042	6,252	7,069	7,078	7,877

資料: 児童課

※「子ども広場」の平成 17 年度実績は 10 月からの 6 か月間、平成 18 年度開設の 3 か所目は 11 月からの 5 か月間

→1 子ども広場

乳幼児と保護者、小学生、中学生を対象にした交流広場（平成 21 年度までの「子どもつどいの広場」から名称変更）。

平成 21 年 4 月現在、地域センター等 3 か所で 1 日 8 時間、週 4 日開設。

→2 子ども家庭支援センター

子どもと家庭に関するあらゆる相談への対応、広場での親子の交流の促進、子育て情報や講座の提供など、子育てを総合的に支援する施設。小平市では平成 16 年 1 月に開設した。

→3 子育てふれあい広場

乳幼児と保護者を対象にした交流広場。

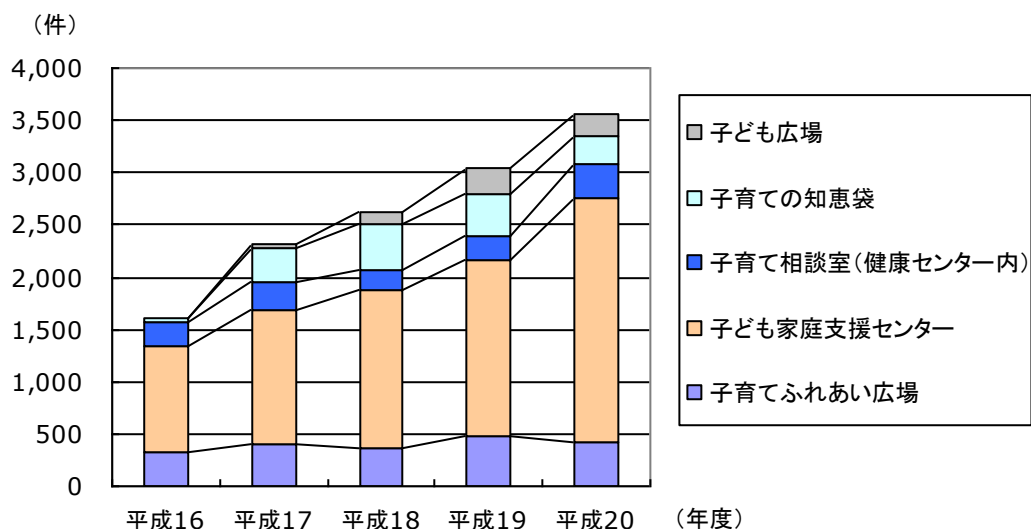
平成 21 年 4 月現在、地域センター 8 か所、児童館等 3 か所で 1 日 2 時間、月 3 日開設。

市立保育園 10 園でも月 2~5 日程度の園庭開放を実施している。

⑨ 子育て相談の状況

子育て相談の状況を見ると、平成 17 年度の「子ども広場」の開設、「子育ての知恵袋相談員」^{→1}の地域活動開始により、大きく増加しています。また、子ども家庭支援センターの相談件数が大きく増加しています。

図表 1-3-9 子育て相談の件数



相談件数(件)	年度				
	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20
子ども広場		37	131	241	209
子育ての知恵袋	30	328	441	402	269
子育て相談室(健康センター内)	230	263	192	226	338
子ども家庭支援センター	1,020	1,274	1,497	1,702	2,320
子育てふれあい広場	324	411	370	470	427

資料: 児童課

※「子ども広場」の平成 17 年度実績は 10 月からの 6 か月間、平成 18 年度開設の 3 か所目は 11 月からの 5 か月間

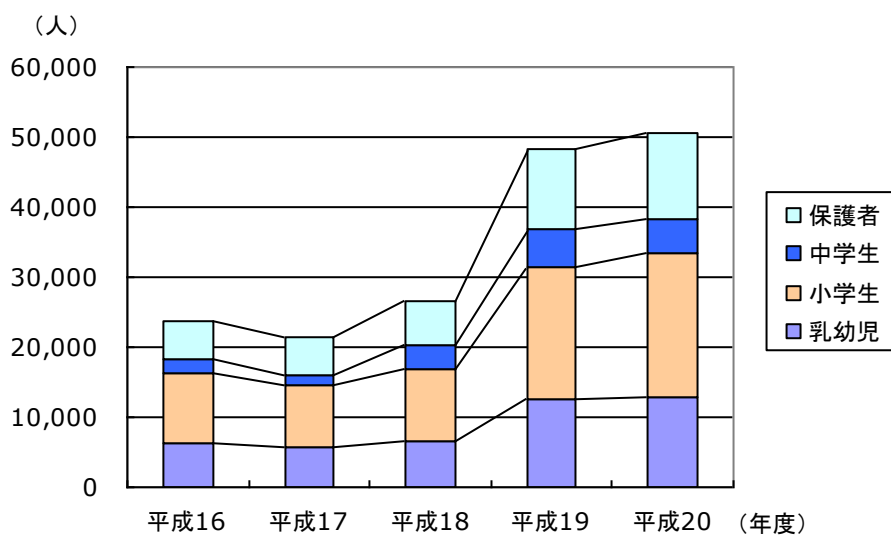
^{→1} 子育ての知恵袋相談員

公募により選任された市民と民生委員児童委員が身近な相談相手として活動する小平市独自の取組。
平成 21 年 4 月現在 32 人。

⑩ 児童館の状況

児童館^{→1}の利用者数は、市内2館目となる「小川町二丁目児童館」が平成19年2月に開館したことにより、大きく増加しています。

図表 1-3-10 児童館の利用者数(2館合計)



年度 利用者数(人)	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20
乳幼児	6,156	5,832	6,708	12,471	12,983
小学生	10,173	8,686	10,169	18,837	20,388
中学生	1,887	1,410	3,505	5,574	5,029
保護者	5,458	5,479	6,129	11,414	12,041

資料:児童課

※平成18年度実績は小川町二丁目児童館開館の2月からの2か月間を含む2館合計

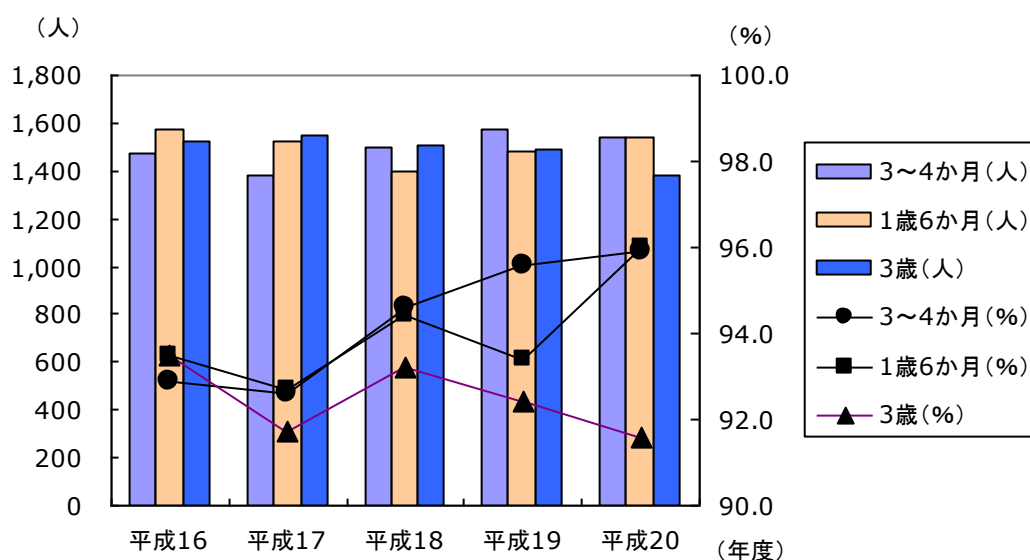
^{→1} 児童館

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進したり、情操を豊かにすることを目的とした児童厚生施設（児童福祉施設の一つ）。

⑪ 乳幼児健康診査・新生児訪問の状況

乳幼児健康診査は、9割を超える高い受診率となっています。また、新生児訪問実施率は、平成20年度に「乳児家庭全戸訪問事業」^{→1}を開始したことにより、大きく上昇しています。

図表 1-3-11a 乳幼児健康診査の受診者数・受診率



上段は受診者数(人)、下段は受診率(%)

年度	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20
3~4 か月	1,470 92.9	1,382 92.6	1,495 94.6	1,577 95.6	1,538 95.9
1 歳 6 か月	1,573 93.5	1,526 92.7	1,399 94.4	1,480 93.4	1,537 96.0
3 歳	1,523 93.5	1,553 91.7	1,508 93.2	1,493 92.4	1,381 91.6

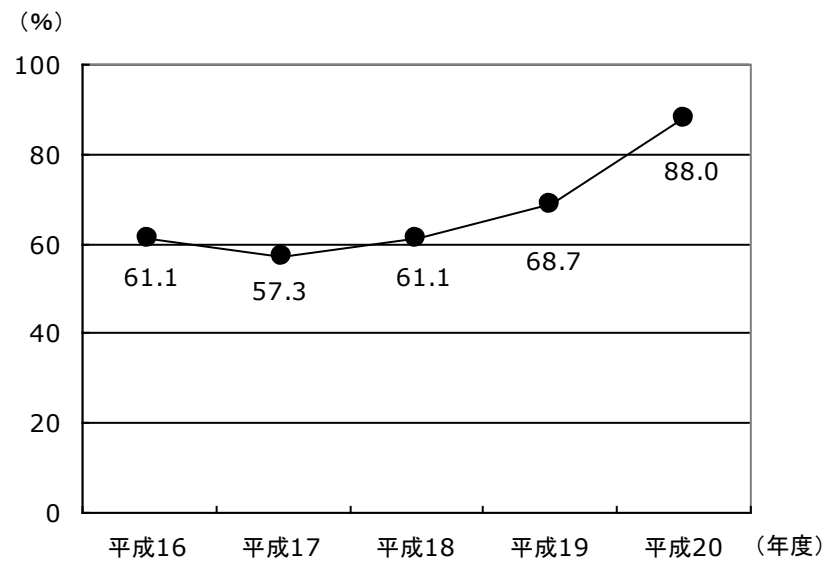
資料：健康課

^{→1} 乳児家庭全戸訪問事業

保健師等が乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報を提供したり相談に応じることによって、乳児家庭の孤立化防止、乳児の健全育成を図ることを目的としている。厚生労働省では、生後4か月までの全乳児の状況把握を目指して、平成21年度までに全市町村での実施を目標としている。

小平市では、従来の新生児訪問を拡充する形で平成20年度から実施している。

図表 1-3-11b 新生児訪問実施率



新生児訪問

2 子育て家庭の生活実態と青少年の意識

本計画の策定に当たって、市民の子育て支援サービスの利用状況や今後の利用意向などを把握するため、平成 20 年 11 月に「小平市次世代育成支援に関するニーズ調査」を実施しました。

住民基本台帳より無作為抽出した就学前児童を持つ保護者 2,000 世帯と、小学 1 年生から 3 年生までの児童を持つ保護者 1,000 世帯に調査票を送付し、回収率は 58.0%でした。

調査結果は、保育サービス等の目標事業量を設定するためのニーズ量推計に使用したほか、今後の課題と施策について検討する際の資料として活用しました。

また、「小平市青少年の意識・実態調査」の結果も資料として活用しました。この調査は、「小平市青少年育成プラン」の改定に当たって、小・中学生、高校生の生活実態を把握するため、平成 18 年 8 月に実施したものです。

(1) 次世代育成支援に関するニーズ調査

就学前児童・小学校児童に共通する設問の集計結果

① 子育て家庭の家族状況・就労状況

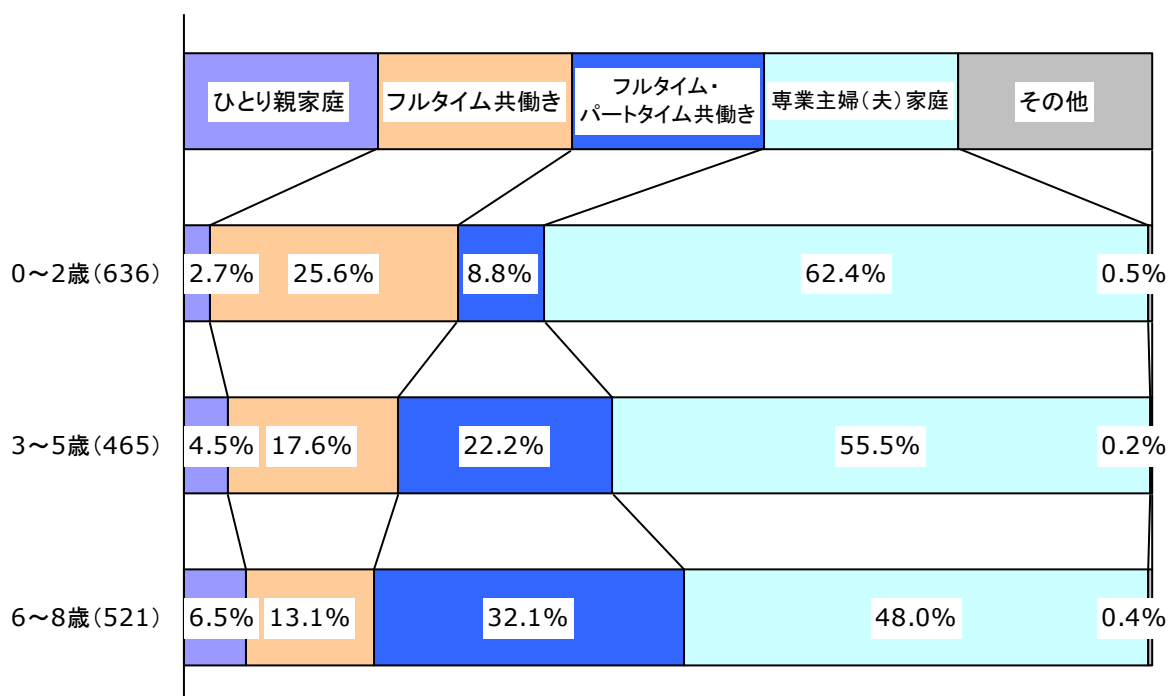
～ 専業主婦世帯が約半数を占める

子育て家庭の家族状況・就労状況（家族類型^{→1}）を見ると、どの年齢層でも専業主婦（夫）家庭が最も多く、半数から6割を占めていますが、子どもの年齢が上がるにつれて、その割合は減少する傾向にあります。

一方、両親ともに就労している家庭では、子どもの年齢が上がるにつれて、フルタイム共働きの割合が減少し、フルタイム・パートタイム共働きの割合が増加しています。

また、ひとり親家庭は、子どもの年齢が上がるにつれてやや増加しています。

図表 2-1-1 子育て家庭の家族状況・就労状況



→1 家族類型

ニーズ調査の回答結果に基づいて、以下のとおり分類している。

- ①ひとり親家庭…母子家庭または父子家庭
- ②フルタイム共働き…両親ともにフルタイムで就労している家庭
- ③フルタイム・パートタイム共働き…父親または母親がフルタイムで就労し、もう一人の親がパートタイムで就労している家庭
- ④専業主婦（夫）家庭…父親または母親がフルタイムまたはパートタイムで就労し、もう一人の親は就労していない家庭
- ⑤その他…上の分類にあてはまらない家庭（両親ともにパートタイムで就労など）

② 親族や友人・知人からの支援の状況

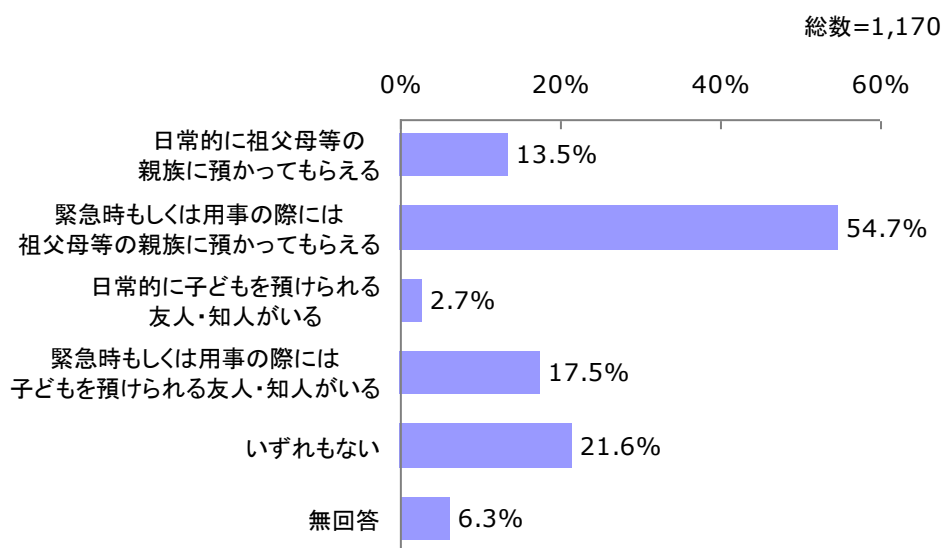
～ 「いずれもない」という回答は、就学前児童では約2割、小学生では1割余り

就学前児童、小学校児童とも、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる」という回答が半数前後と、最も多くなっています。

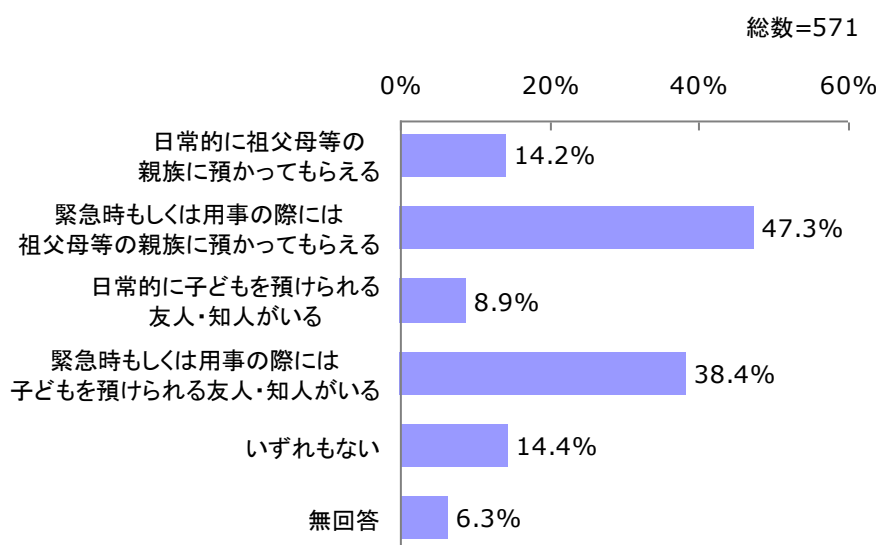
「緊急時もしくは用事の際には子どもを預けられる友人・知人がいる」という回答は、就学前児童では17.5%となっていますが、小学校児童では38.4%に増加しています。

一方、「いずれもない」という回答は、就学前児童では21.6%、小学校児童では14.4%となっています。

図表 2-1-2a 親族や友人・知人からの支援の状況(就学前児童)



図表 2-1-2b 親族や友人・知人からの支援の状況(小学校児童)

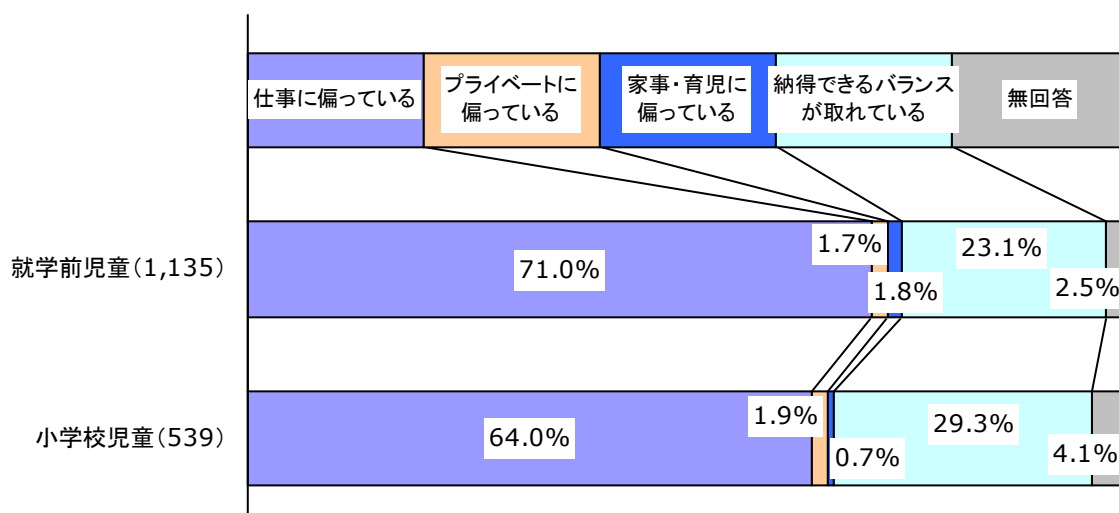


③ ワーク・ライフ・バランスの達成感 ～ 父親は「仕事中心」、母親は「家事・育児中心」

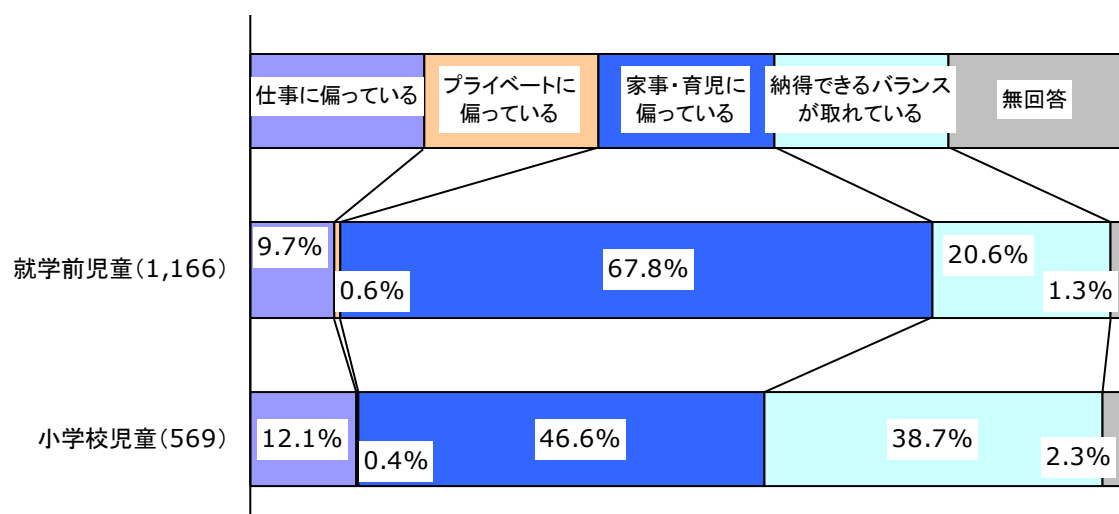
保護者に、『ワーク・ライフ・バランス^{→1}』（仕事と家事・育児、プライベートのバランス）について聞いたところ、父親の場合、就学前児童、小学校児童とも「仕事に偏っている」という回答が6～7割と多くなっています。「納得できるバランスが取れている」という回答は、就学前児童の父親の23.1%に対して、小学校児童の父親が29.3%と多くなっています。

母親の場合、「家事・育児に偏っている」という回答が多くなっていますが、就学前児童では67.8%であるのに対し、小学校児童では46.6%と少なくなっています。「納得できるバランスが取れている」という回答は就学前児童の20.6%に対して、小学校児童では38.7%と多くなっています。

図表 2-1-3a ワーク・ライフ・バランスの達成感(父親)



図表 2-1-3b ワーク・ライフ・バランスの達成感(母親)



^{→1} ワーク・ライフ・バランス

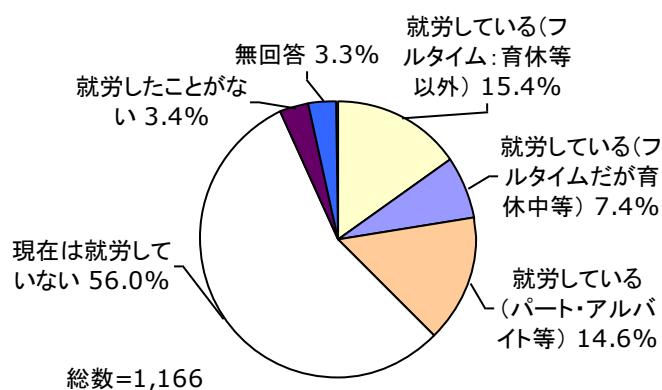
「仕事と仕事以外の生活の調和」を意味する。
本計画においては、特に「仕事と育児の両立」を意味する言葉として使用する。

(2) 就学前児童に関する設問の集計結果

① 母親の就労状況 ～ 就労している人は約4割

母親の就労状況について見ると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」という回答が56.0%と最も多く、次いで「就労している（フルタイム：産休・介護休業中は含まない）」が15.4%、「就労している（パート・アルバイト等）」が14.6%となっています。就労している人は約4割、就労していない人は約6割という結果でした。

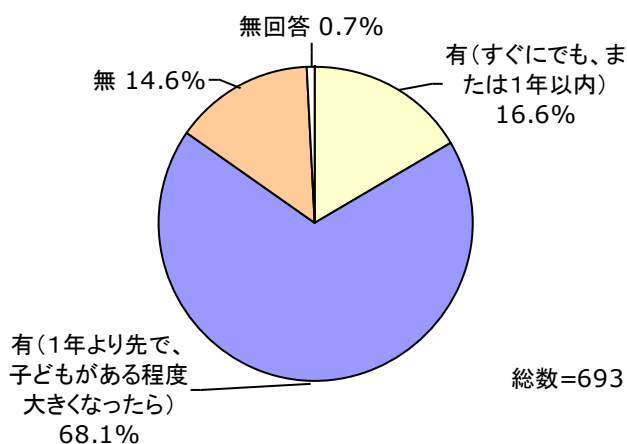
図表 2-2-1 母親の就労状況



② 母親の就労希望 ～ 8割以上が就労を希望

現在就労していない母親に、今後の就労希望の有無について聞いたところ、「有（1年より先で、子どもがある程度大きくなったら就労したい）」という回答が68.1%と最も多く、次いで「有（すぐにでも、または1年以内に希望がある）」が16.6%、「無」が14.6%となっています。全体の8割以上の方が、就労を希望しているという結果でした。

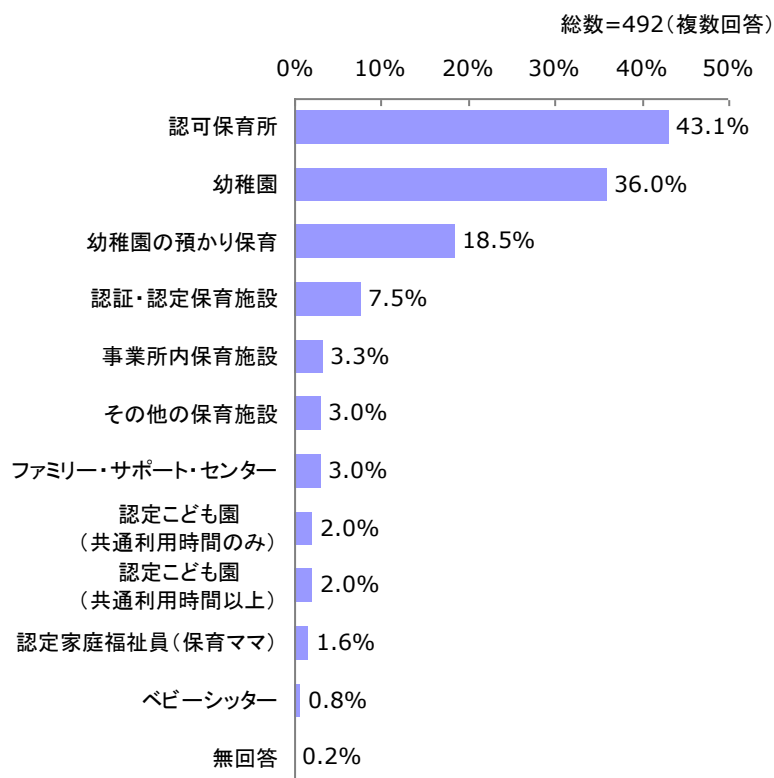
図表 2-2-2 母親の就労希望



③ 利用している保育サービス ～ 認可保育所、幼稚園がそれぞれ約 4 割

保育サービス¹を利用している人に、利用している保育サービスの種類を聞いたところ、「認可保育所」という回答が 43.1%と最も多く、次いで「幼稚園」が 36.0%、「幼稚園の預かり保育」が 18.5%となっています。

図表 2-2-3 利用している保育サービス



¹ 保育サービス

市立保育園、私立保育園、認定こども園、認定家庭福祉員(保育ママ)、事業所内保育施設、院内保育施設、認証保育所、認定保育室、その他の保育施設、幼稚園(通常の就園時間)、幼稚園(通常の就園時間を延長して預かるサービス)、ベビーシッター、ファミリー・サポート・センターで定期的に受けているサービス。

事業所内保育施設…企業が従業員用に運営する施設

幼稚園の預かり保育…幼稚園の通常の就園時間を延長して預かるサービス(夏休みなどの長期休暇期間には保育を行わない点で、アットホーム事業と異なる。)

※ただし、本調査では、アットホーム事業を含むものとして利用状況や今後の利用意向等を尋ねた。

ファミリー・サポート・センター…保育園への送迎など育児の援助を受けたい人と、援助を提供したい人が会員となって行う相互援助活動を支援するもの

一時預かり…私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを預かるサービス

病児保育…子どもの病気時の保育サービス

病後児保育…子どもの病気の回復期の保育サービス

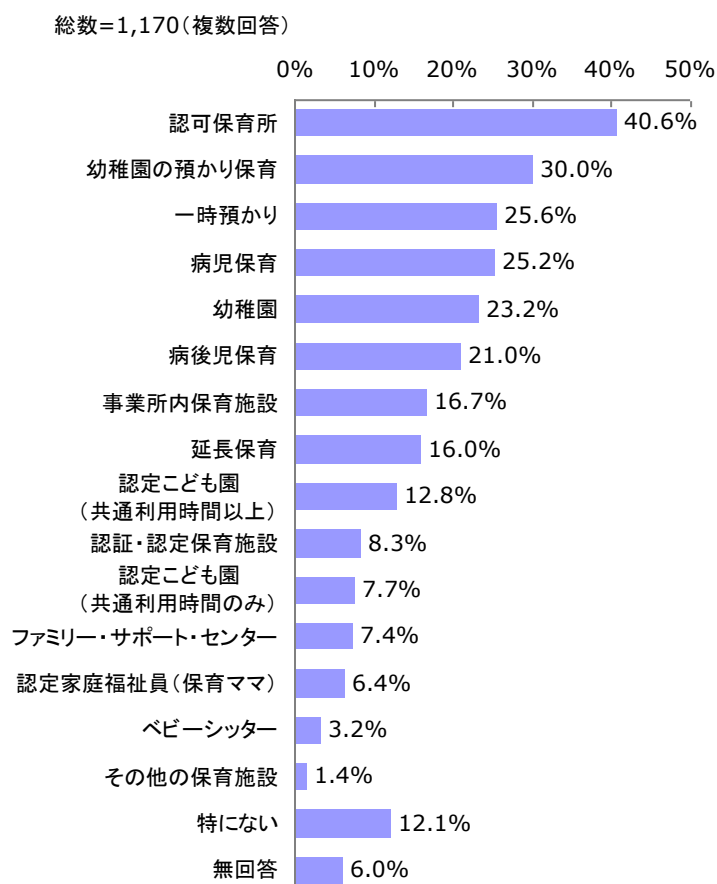
延長保育…通常の保育時間を延長するサービス

④ 利用したい保育サービス

～ 認可保育所以外では、預かり保育、一時預かり、病児保育のニーズが上位

今は利用していないが今後利用したい、または利用しているがもっと利用したい保育サービスについて聞いたところ、「認可保育所」という回答が40.6%と最も多く、次いで「幼稚園の預かり保育」が30.0%、「一時預かり」が25.6%、「病児保育」が25.2%となっています。

図表 2-2-4 保育サービスの利用希望

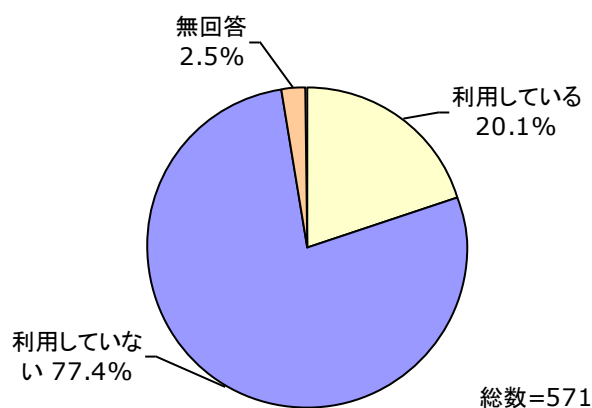


(3) 小学校児童に関する設問の集計結果

① 学童クラブの利用状況 ～ 利用している人は約2割

学童クラブの利用状況について見ると、「利用している」という回答は20.1%、「利用していない」という回答は77.4%となっています。

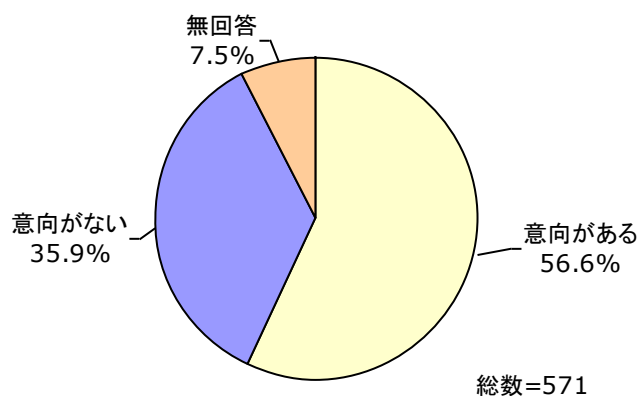
図表 2-3-1 学童クラブの利用状況



② 放課後子ども教室の利用意向 ～ 利用意向があるのは約6割

放課後子ども教室^{→1}の利用意向について見ると、「意向がある」という回答は56.6%、「意向がない」という回答は35.9%となっています。

図表 2-3-2 放課後子ども教室の利用意向



^{→1}放課後子ども教室

放課後や週末などに小学校施設を利用して、地域ボランティアの協力により、子どもたちに勉強やスポーツ・文化活動などの安全・安心な居場所を提供するもの。

小平市では、平成19年度から5校で開始し、20年度は8校で実施している。

(4) 青少年の意識・実態調査の結果

① 放課後の過ごし方 ～ 小学生では「友だちと遊ぶ」、中学生は「部活動やクラブ活動」

小・中学生の放課後の過ごし方について見ると、小学生では「友だちと遊んでいる」という回答が 75.6%と最も多く、次いで「塾・習いごとに行っている」が 57.8%となっています。中学生では、「部活動やクラブ活動に参加している」が 80.2%と最も多く、次いで「塾・習いごとに行っている」が 46.9%となっています。

図表 2-4-1 放課後の過ごし方

	小学 5 年生		中学 2 年生	
1	友だちと遊んでいる	75.6%	部活動やクラブ活動に参加している	80.2%
2	塾・習いごとに行っている	57.8%	塾・習いごとに行っている	46.9%
3	自宅で過ごしている	40.4%	自宅で過ごしている	30.6%
4	学校で遊んでいる	9.5%	友だちと遊んでいる	19.2%
5	部活動やクラブ活動に参加している	6.2%	学校で遊んでいる	5.2%

※「その他」、「無回答」を除く

② 悩み事の相談相手 ～ 小学生は「母親」、中学生以上は「親友、友だち」

悩み事の相談相手について見ると、小学 5 年生では「母親」という回答が 72.0%と最も多くなっていますが、中学 2 年生、高校 2 年生では「親友、友だち」という回答が多くなっています。

図表 2-4-2 悩み事の相談相手

	小学 5 年生		中学 2 年生		高校 2 年生	
1	母親	72.0%	親友、友だち	57.7%	親友、友だち	63.8%
2	親友、友だち	36.7%	母親	46.1%	母親	44.3%
3	父親	28.4%	父親	9.3%	兄弟姉妹	11.8%
4	兄弟姉妹	8.0%	兄弟姉妹	8.2%	学校の先輩、後輩	8.9%
5	学校の先生	5.8%	学校の先輩、後輩	5.5%	父親	6.5%
-	誰もいない、または相談しない	8.0%	誰もいない、または相談しない	13.1%	誰もいない、または相談しない	10.6%

※上位 5 項目

③ 遊びの内容 ～ 小学生は「公園や近くの広場」、中学生は「買い物に行く」

遊びの内容を聞いたところ、小学5年生では「公園や近くの広場で遊ぶ」という回答が65.4%と最も多くなっています。中学2年生では「買い物に行く」が42.1%と最も多くなっています。小・中学生いずれにおいても、「自分の家や友だちの家でゲームなどをする」という回答が次に多くなっています。

図表 2-4-3 遊びの内容

	小学5年生		中学2年生	
1	公園や近くの広場で遊ぶ	65.4%	買い物に行く	42.1%
2	自分の家や友だちの家でゲームなどをする	48.8%	自分の家や友だちの家でゲームなどをする	39.5%
3	児童館・地域センターなどで遊ぶ	32.3%	公園や近くの広場で遊ぶ	29.3%
4	自分の家でマンガ本などを読む	8.5%	児童館・地域センターなどで遊ぶ	24.0%
5	買い物に行く	5.0%	自分の家でマンガ本などを読む	10.9%

※「その他」、「無回答」を除く

④ 市へ望むこと

青少年のため市へ望むことを聞いたところ、小・中学生、高校生いずれにおいても、「青少年が自由に遊べる場所を増やす」、「市の施設を青少年に使いやすいようにする」という回答が上位を占めています。

図表 2-4-4 市へ望むこと

	小学5年生		中学2年生		高校2年生	
1	自由に遊べる場所を増やす	65.5%	自由に遊べる場所を増やす	62.7%	施設を使いやすいようにする	50.0%
2	施設を使いやすいようにする	38.2%	施設を使いやすいようにする	43.4%	自由に遊べる場所を増やす	45.9%
3	気軽に相談できる場所を増やす	29.8%	意見を聞く機会や場所を増やす	26.2%	意見を聞く機会や場所を増やす	30.1%
4	意見を聞く機会や場所を増やす	21.5%	気軽に相談できる場所を増やす	22.4%	気軽に相談できる場所を増やす	25.2%
	野外活動ができる場所を増やす	21.5%				

※「その他」、「無回答」を除く

3 現状分析と主な課題

前期計画では、子どもと家庭を取り巻く様々な問題を解決するための取組を推進してきました。その成果を踏まえた上で、引き続き課題となっている事からや、昨今の社会情勢、前述のニーズ調査結果から見えてきた新たな課題を以下に示します。

(1) 子育て家庭の不安や負担の解消

家庭で子育てをしている保護者の間で、子育ての負担感・孤立感が高まっていることが指摘されています。核家族化や近隣関係の希薄化が進む中で、家族や近所の人など周囲の支援を受けることが難しく、家庭の中で孤立したまま、一人で悩む保護者が増えている現状があります。

このような保護者の悩みや不安を解消するためには、保護者が一人で悩まないで、外部との交流を持つことで、子育て支援に関する情報を得たり、悩みを相談できるように支援することが必要です。

小平市では、地域センターなどの公共施設に「子ども広場」や「子育てふれあい広場」を開設し、親子が気楽に集まって、交流したり情報交換することができる場を提供してきました。また、保護者が悩みを気軽に相談できるよう、体制の整備と周知に努めてきました。

一方で、より深刻な悩みを抱える保護者ほど、外部との接触に消極的であったり、必要な情報を得ていないことが少なくありません。平成 20 年度から開始した「乳児家庭全戸訪問事業」では、生後 4 か月までの乳児がいる家庭を保健師や助産師が訪問し、母子の健康状態や生活環境について助言を行うとともに、保護者の悩みを聞いたり、子育て支援に関する情報の提供を行っています。

今後も、このような支援を引き続き実施するとともに、すべての子育て家庭に支援の手が届くよう、一層充実を図る必要があります。

(2) 多様な保育ニーズに対するサービスの充実

近年、就労を希望する母親の増加に伴い、保育ニーズが増大しており、平成 21 年 4 月時点での保育園の待機児童数は、全国で 2 万 5 千人余りに上っています。小平市では、幼稚園における預かり保育やアットホーム事業の実施、認定こども園への移行、認定家庭福祉員の拡充、保育園の定員弾力化などの取組によって、待機児童の解消に努めてきました。しかし、昨今の世界的な経済情勢の悪化や、子育て世帯の流入等により、平成 21 年 4 月時点の待機児童数は、前年の 57 人から 96 人に増加しました。

同様に、学童クラブに対するニーズも高まっており、小学生の放課後の居場所の確保も重要な課題となっています。小平市では、毎年 4 月には学童クラブの利用を希望するすべての児童を受け入れています。定員超過によるクラブの増設が続いています。小平市の学童クラブの特色として、児童の安全を考慮し、すべてのクラブを学校の敷地内に設置していることから、今後のニーズの増大に伴い、場所の確保や施設の整備が難しくなることも予測されます。

また、延長保育や、病児・病後児保育、一時預かりなど、保育ニーズの多様化が進んでいます。

限られた資源の中で、量的にも質的にも十分な保育サービスを提供しながら、多様化し増大するニーズにどのように対応していくのが、今後の課題となります。

(3) 児童虐待を防止する機能の構築

近年、全国的に児童虐待の増加と深刻化が大きな問題となっています。児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成 11 年度には 11,631 件でしたが、平成 20 年度には 42,662 件と、10 年間で 4 倍近くに増加しています。平成 16 年の児童福祉法改正により、市町村が第一義的な相談窓口となって以降、小平市においても相談件数は増え続け、平成 20 年度には 494 件の児童虐待相談を受けています。

虐待は、子どもの健全な成長に大きな影響を与えるとともに、何よりも子どもの人権を侵害するものであることを認識する必要があります。児童虐待を未然に防ぐためには、保護者の負担感・孤立感を解消するための支援策を充実させることや、子どもに関わる者はもちろん、地域における虐待防止の意識高揚を図る必要があります。

一方で、児童虐待が実際に起きてしまった場合や、起きる危険性が高いと考えられる場合には、早期発見・早期対応によって、子どもへの被害を最小限に止めなければなりません。虐待発生の背景には、様々な問題が複合的にからみ合っていることが多いことから、関係者が一人で抱え込むのではなく、連携・協力して対応することが重要です。そして、問題解決のためには、虐待を行った保護者を理解し、支援する視点も欠かせません。

小平市では、平成 19 年 7 月に、要保護児童対策地域協議会を設置し、児童相談所を始め、保育園、幼稚園、学校、民生委員児童委員、警察署、保健所、医師会等の関係機関との連携を強化してきました。今後は、協議会が有効に機能するよう運営のあり方を検討するとともに、地域全体で子育て家庭を見守り、支えていく体制づくりが課題となります。

(4) 子どもの健全な育成と自立を促す仕組みづくり

近年の子どもを取り巻く環境は、大きく変化しています。塾や習い事で忙しく、また、一人でインターネットやゲームに費やす時間が増えたことで、家族や友達と過ごす時間が減少する一方、核家族化や近隣関係の希薄化に伴い、保護者や教師以外の大人や、高齢者、乳幼児などの異なる世代と身近に接する機会も減少しており、社会性を育むうえで問題となっています。また、子どもが犯罪の被害者になる事件が後を絶たず、放課後に安全・安心に遊べる場所や、子どもが自立心を養える機会も十分与えられていないのが現状です。

小平市では、児童館や子ども広場、青少年センター、学校体育施設の開放、放課後子ども教室、公民館の「土曜こども広場」など、学習や遊び、イベント等を通じて、子どもが安全・安心に過ごせる場所を提供してきました。

今後は、大人の用意した枠組みの中で、与えられたメニューをこなすだけでなく、これらの活動に子ども自身が主体的に関わるよう、運営方法や内容を検討し、一層充実を図る必要があります。また、子どもを次代の親、社会の担い手として育成するために、命の大切さや子どもを生み育てることの意義を学ぶことのできる乳幼児とのふれあい体験や、職

業意識の醸成につながる職場体験などを、学校教育との連携の下、効果的に実施することも課題です。

そして、これまで、国、地方公共団体において進められてきた子育て支援策が、ともすれば親支援に偏りがちであったことの反省に立ち、すべての支援策について、子どもの健全な育ちや子ども自身の幸せの観点から改めて見直し、今後の計画推進に反映することが必要です。

(5) 地域全体で子育てを支えるまちづくり

子育ての第一義的な責任は親にあります。次代の社会の担い手を育てる営みは、地域や社会全体が担うべきものでもあります。しかし、近年は、近隣関係が希薄化したことで、子育ての負担が保護者だけに重くのしかかっており、このことが子育て家庭や子どもの成長に様々な問題を引き起こしています。また、子どもが犯罪や事故に遭わないよう、安全・安心に子育てができるまちづくりを進めるためにも、地域の力は不可欠です。

平成 17 年 10 月に事業を開始した「ファミリー・サポート・センター」は、地域における育児の相互援助活動を支援することを目的としています。育児の援助を望む利用会員と、これをサポートする提供会員はいずれも市民で、平成 20 年度末の会員登録数は 1,000 人を超えています。支援を必要としている保護者にとって、身近な提供会員の存在は、大きな支えであることはもちろん、この事業をきっかけに、子どもの保育を超えた新たなつながりー地域コミュニティーも形成されつつあります。他方、シルバー世代が大半を占める提供会員の側においても、子育て支援を通じて、社会に貢献できるという喜びや満足感を得られることが分かりました。他にも、学校支援ボランティア、放課後子ども教室、児童の登下校の見守り、防犯パトロールなど、市民が子育て支援に関わる多くの取組が積極的に行われています。これらは、自治会や民生委員児童委員、NPO 法人などを始め、多くの市民によって支えられているものです。

今後は、これらの活動の広がりや継続性をいかに確保していくかが、大きな課題となります。一部の市民に過重な負担をかけることなく、支援の輪を広げるためには、新たな人材の発掘と育成が必要です。また、初めての人でも活動に参加しやすいよう、情報提供・啓発に努めるとともに、既に活動している人に対しても、継続的なサポートが必要です。

(6) ワーク・ライフ・バランスの実現

近年の晩婚化、晩産化は少子化の大きな要因となっていますが、その背景には若年層の厳しい就労環境があると考えられます。仕事と子育ての両立に不安があるために、結婚や出産に踏み切れない人や、仕事のために子どもと十分に関わることができない人が増えていることが、少子化の進行や育児不安の高まりに影響を与えていると懸念されています。

「小平市次世代育成支援に関するニーズ調査」の結果によると、就学前の子どもを持つ父親の 71.0%、小学生の子供を持つ父親の 64.0%が、生活が「仕事に偏っている」と回答しており、長時間労働のために、子どもと十分に関われない実態がうかがえます。

仕事と家庭・子育ての両立を実現するためには、行政による子育て支援や保育サービスの充実だけでなく、企業等の事業主の協力が不可欠です。子育ては、親はもちろん、地域

や企業等、社会全体で担うものであるという理解を深めてもらうため、企業等に対して積極的に働きかけを行うことが必要です。

また、子育ては母親が担うべきであるという考え方が、当事者にも企業や社会全体にも根強く残っており、このことが母親の出産後の就労継続や、父親の積極的な育児参加の妨げになっているとも考えられます。今後は、子育ては男女がともに担うべきものであり、父親の子育てへの関わりが重要であることを広く周知するとともに、父親の育児参加を促進する取組が必要です。



父親のための子育て講座
(小平元気村おがわ東多目的ホール)



児童館（子育てふれあい広場）